

(案-1の2)

高知県土木設計等委託業務成績評定要綱 新旧対照表

新	旧 (廃止)
<p data-bbox="353 268 833 296">高知県土木設計等委託業務成績評定要綱</p> <p data-bbox="73 363 327 392">第1条～第5条 (略)</p> <p data-bbox="91 411 246 440">(評定の基準)</p> <p data-bbox="73 459 734 488">第6条 評定を行うための審査基準等は、別に定める。</p> <p data-bbox="73 507 327 536">第7条～第9条 (略)</p> <p data-bbox="91 603 273 632">(評定の修正等)</p> <p data-bbox="73 651 1111 727">第10条 検査命令権者は、第9条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。</p> <p data-bbox="73 746 1111 823">2 検査命令権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を当該委託業務等の受注者に通知するものとする。</p> <p data-bbox="91 890 246 919">(説明請求等)</p> <p data-bbox="73 938 1111 1110">第11条 第9条第1項または第10条第2項の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面(別記様式第3)により当該業務を監督した所属の長(以下「所属長」という。)に対して評定の内容について説明を求めることができる。</p> <p data-bbox="73 1129 1111 1206">2 所属長は、前項による説明を求められたときは、書面(別記様式第4)により回答するものとする。</p> <p data-bbox="73 1225 1111 1302">3 所属長は、第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを事務所内並びに入札及び契約担当部署において閲覧に供するものとする。</p> <p data-bbox="73 1321 990 1350">4 閲覧期間は、当該業務の完了検査日の属する年度及びその翌年度とする。</p>	<p data-bbox="1422 268 1901 296">高知県土木設計等委託業務成績評定要項</p> <p data-bbox="1137 363 1391 392">第1条～第5条 (略)</p> <p data-bbox="1155 411 1310 440">(評定の基準)</p> <p data-bbox="1137 459 2184 488">第6条 <del>評定表における評定項目は、別途に定める、成績評定基準によるものとする。</del></p> <p data-bbox="1137 507 1391 536">第7条～第9条 (略)</p>

(案-1の2)

(再説明請求等)

第12条 第11条第2項の回答を受理した者で当該回答に不服がある者は、回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面（別記様式第3準用）により、所属長に対して再説明を求めることができる。

2 所属長は、前項による再説明を求められたときは、検査規程第12条第2項の「検査処置検討会議」の審査を経て、書面（別記様式第4準用）により回答するものとする。

3 所属長は、第1項の書面の写し及び前項の書面の写しを事務所内並びに入札及び契約担当部署において閲覧に供するものとする。

4 閲覧期間は、当該業務の完了検査日の属する年度及びその翌年度とする。

(雑則)

第13条 この要項に定めるもののほか、委託業務の評定に関し別に細目を定めることができる。

附則

この要綱は令和5年4月1日から施行し、同日以降に契約する委託業務から適用する。

~~=(評定の利用)=~~

~~第10条 委託業務成績の評定結果は、良質な委託業務の施行を確保し、優良な建設コンサルタント等並びに技術者の適正な選定及び指導育成に資することとし、次の各号に掲げるものに利用するものとする。~~

~~=(1) 測量建設コンサルタント等指名競争入札参加の資格審査を行うとき。~~

~~=(2) 指名競争入札参加者の選定を行うとき。~~

~~=(3) 優良委託業務の被表彰者を選考するとき。~~

(雑則)

~~第12条~~ この要項に定めるもののほか、委託業務の評定に関し別に細目を定めることができる。

附則

~~この要項は平成16年4月1日以降に発注する委託業務から適用する。~~